議会だより

第一回臨時会
老人保健制度発足
新農構予算再度否決

昭和五十八年第一回臨時村議会が、一月二五日に会期一日で開かれました。

付議された議件は六件で、五件が原案の通りに、又一件が修正案を表決して修正案の通り、それぞれ可決しました。

（以下　概　要）

○　議案第一号　老人医療助成に関する条例

○　議案第二号　重度心身障害者医療助成に関する条例

○　議案第三号　国民健康保険条例の一部改正

以上の条例三件については、二月一日より施行された老人保健法の制度に基づく医療機関に対する支払の助成についての条例制定であります。尚、議案第一号及び第二号は新たに制定したものですが、もともと老人及び重度心身障害者医療費助成に関する条例（これが今までの老人等の医療費の無料化に対する条例でした）があったものを、老人保健法に合せてこれを廃止して（一本の条例を二本に分離した）今回制定したものであり、議案第三号は、条例の一部に関係用語を入れたものです。

○　議案第五号　国保会計補正予算（第二号）

国保会計予算で三〇一九万九千円を減額し、総額を二億一三九八万四千円とするもので、才入では国庫支出金三〇三九万円の減、その他となっており、歳出では、医療費等が当初の予定を下回っていることと老人保健法による見直しを行い、医療費で二五三四万二千円、高額療養費で七七一万八千円を、又老人医療費で一〇五九万四千円を減額し、五六、五七の両年度で給付準備基金から一三〇〇万円を繰入れて運用しておりましたが、今回、基金に五〇〇万円積立を行なうもの、五六年度分の療養給付費の返還金二九六万円、予備費七六万二千円の増、老人保健拠出金四四四万九千円、その他となっております。

○　議案第六号　老人保健特別会計予算を定めること

すでに種々な報道にあった、老人保健法に基づき、老人医療費だけの特別会計を定めたもので総額は一三一六万二千円です。歳入は支払基金交付金九二二万二千円、国庫支出金二六二万二千円、県支出金六五万七千円、一般会計繰入金六五万七千円で歳出は全額医療関係費です。

○　議案第四号　一般会計補正予算（第五号）

本件は、歳入歳出共二四三万二千円を増額し、総額を八億七三六八万一千円とするもので、歳入は国庫支出金七万四千円、県支出金八〇万円、繰越金一五五万八千円となっており、歳出は老人保健関係費八一万六千円（内老人保健特別会計繰出金六五万七千円）及び新農業構造改善事業関係費一六一万六千円と同事業に係る三年後（予定）の梨選果場・選果機に対する補助金を事業主体に補助したいとするもの（債務負担行為といいます）。

これに対して、議員より修正案が提出されました。

歳入歳出共八一万六千円を増額し、総額を八億七二〇六万五千円、歳入は国庫支出金七万四千円繰越金七四万二千円とするもので歳出は老人保健関係費八一万六千円とするものです。

新農構に対して特に見解の違った点（修正案の提出理由）

新農構の導入については、五五年に導入計画に入り、以来この間事業主体が予定された各団体あるいは団体職員が推進委員となって事業導入を申入れたに係らず、一部に当該事業団体の意志決定（機関意志の決定）がない事、これは事業主体となる事あるいは事業内容について賛成の意志表明がないと見なしたものです。

新農構事業は、継続される補助事業であり、又、種々な事業が一緒になって分割できず、中の一つが出来ない場合は、村が大変な損害をこうむることになるというものです。

各部落の総代さんがきまりました。

昭和五十八年の各部落の総代さんが次のとおり決まりましたのでご紹介します。

村と村民を結ぶパイプ役として今年もお世話になりますが、よろしくお願いします。

（敬称略）

大別当　鏡　栄作
月　潟　登石　藤市
西萱場　落田玄一郎
曲　通　藤村　義一
東長島　滝沢　敏男
木　滑　間島　愼司
釣　寄　神保　善二
釣寄新　田村甚一郎

御寄付ありがとうございました。

田村幾雄さん（大別当）から村の福祉向上に役立ててほしいと一万円の御寄付をいただきました。

また、福島住夫さん（月潟）からも同じく四千四百円の御寄付をいただきました。

村では、御寄付いただいた皆様のあたたかいお気持ちを大切にし、有効に使わせていただきます。

ほんとうにありがとうございました。

第一分団、第三分団に積載車を配備

一月二十九日、第一分団第一部（月潟上）と第二分団第一部（西萱場）に小型動力ポンプ積載車が配備されました。 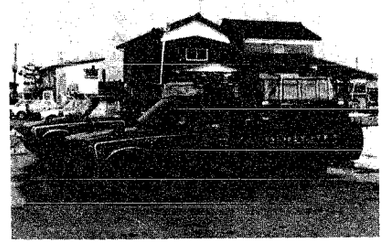

これにより、火災現場への迅速な出動が可能になりました。また防火広報にも大きな威力を発揮するものと期待されます。

一日一円の助け合い
交通災害共済更新手続き
忘れずに……

昨年加入していただきました昭和五十七年度の交通災害共済期間が、三月三十一日で切れます。

万一の事故に備えて掛金の安いしかも手続きの簡単な交通災害共済に、月潟村では三、四〇六人（一月末現在）が加入しています。

いままで加入されている人は、忘れずに家族そろって再加入の手続きをとられるようおすすめします。

▼加入資格は……

月潟村に住所のある人、赤ちゃんからお年寄までどなたでも。（五十八年三月三十一日までに転出される方は加入できません。）

▼掛金は……

一人年額三五〇円です。（中途加入の場合も同額です。）

▼共済期間は……

五十八年四月一日から五十九年三月三十一日までです。

▼見舞金は……

自動車、バイク、自転車など運行中の人身事故で死亡、或いは七日以上医師の治療を受けたとき見舞金が支給されます。

なお請求期間は、事故発生の日から一年以内です。（一年を過ぎると請求できません。）

▼加入手続きは……

どなたでも簡単に加入できます。会費払込書（加入申込書）及び会員証の二枚に番号、住所、家族の名前、生年月日が記入してありますので、加入しない方の氏名を――線で消して、加入者の数及び金額を記入し、現金を添えて三月十日までに婦人会役員の方へ申込んで下さい。

※この会費払込書（加入申込書）は五十七年十二月末で作成してあります。一月一日以降出生された方や転入された方が加入される場合は書きたして申込み下さい。

白銀につどう
―村民スキー教室開催―

去る二月六日、公民館主催による村民スキー教室が守門村須原スキー場で開催されました。

このスキー教室は、冬場の運動不足を解消するため、正しく安全なスキー技術を身につけ、スキーに親しんでもらおうと、例年実施しているものです。

午前六時二十分まだ薄暗い中、役場前を出発し、八時にはもう須原スキー場へ到着いたしました。高速道路の開通で随分時間が短縮され、スキー場も身近になった感じです。

スキーをやるのは全く初めてという人から、かなりのキャリアの人まで三十五名を三班に分け、地元のスキー学校の先生から、午前午後合わせて四時間、雪の降りしきる中をびっしりと、指導していただきました。

そのかいあって、最初はおっかなびっくり滑っていた人も、午後になると結構スキーが足に馴染んで、スキーの楽しさがわかってきたようでした。ケガ人もなく、白銀につどう楽しい一日でした。

わッ!! きれい
保育園にまゆ玉の寄贈

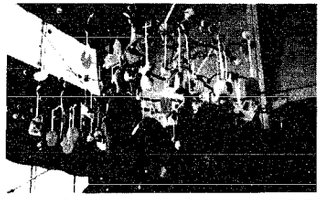

なるかなら―んか、なりもうすなりもうす、俵に千俵、かますに万俵、なるかなら―んか、なりもうすなりもうす。

旧正月の十五日の朝、どこの家でもあずきがゆを炊いて、こう唱えながら柿の木にかゆをやって、豊作を願ったものです。今は、昔のこんな行事も語り継がれることなく消えていってしまうことは淋しいかぎりです。

ところが先日、月潟の多屋さんより、懐かしいまゆ玉の寄贈を受けて園児も保母も大よろこび。 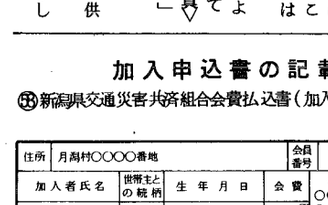

「ワッ!! きれい、これなんだ」

「これ、たべられるの」

「これ、どうするの」

たてつづけに飛び出してくる子供達の質問攻めに保母もタジタジ。

現代のチビッ子達にも大受けした様子でした。

見舞金は

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入院通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

加入申込書の記載例

㊙新潟県交通災害共済組合会費払込書（加入申込書）兼会員台帳

住所	月潟村○○○○番地			会員番号	001-00-001
加入者氏名	世帯主との続柄	生年月日	会費	会費の計算	年月日
甲野太郎	本人	明治44・11・3	350円	○○○○